

施策122：介護の基盤整備と人材の育成・確保

主担当部局：医療保健部

施策・基本事業	議題・論点	ご意見	当初予算要求への反映状況等
<p>122 介護の基盤整備と人材の育成・確保</p> <p>12202 介護従事者の確保</p>	<p>「特別養護老人ホーム入所待機者の解消」及び「介護従事者の確保」に係る県の取組において、見直すべき点、新たに取組むべき点などについて</p> <p>特別養護老人ホーム入所待機者の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護従事者の確保 必要床数確保のための施設整備 適切な入所基準の運用の徹底 在宅介護の受け皿の推進 <p>介護従事者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 県福祉人材センターでの取組 市町・介護関係団体等への支援 「介護助手」の導入・定着支援 働きやすい介護職場応援制度 介護ロボットの導入促進 介護福祉士修学資金等貸付事業 	<p>・特別養護老人ホームの入所待機者について、入所希望についての意思確認や早期入所の必要性について更に精査すべきと考える。 施設に欠員が出た際に、待機者に入所の意思確認の連絡を行っても保留等の返答があり、入所までに時間を要する場合は散見される。 特別養護老人ホームへの入所の必要性を判断するための参考意見として、担当ケアマネジャーや受け入れ施設側の意見を基準化してはどうか。 そのためには、各施設の待機者数の確認が必要である。</p> <p>・未稼働の居室が一定数あるため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の居室数も勘案しながら、地域密着型特別養護老人ホームを含む各地域の整備の必要性を再度精査する必要がある。</p> <p>・特養施設の老朽化に伴う建替えや改修への補助を強化し、一定の人材を確保できている実績のある特養には増床について働きかけを行ってはどうか。</p> <p>-----</p> <p>・介護人材の確保について 離職防止を目的とした介護ロボットの導入については、介護現場の負担軽減につながっているのか検証するとともに、記録の負担軽減のためのA IケアプランやICT等の導入促進に関する支援が重要である。 また、介護現場におけるハラスメント対策については、各事業所への指導支援とともに、保険者などへの専門カウンセラーの配置や事業所への訪問指導（学校カウンセラーのように）の体制整備が必要である。 介護職員を新たに確保するために、介護助手による元気な高齢者の活用や子育て世代が都合のよい時間に柔軟に短時間労働ができる体制の整備が必要であり、小規模事業所が受け入れしやすいように、広告求人や研修等を一括して行うなどの支援が必要である。</p> <p>・ハコモノを作るだけでは長期的に課題がある。ドイツのように地域コミュニティを巻き込んだ地域包括ケアシステムを推進するべきではないか。 市町によって取組に差があるようだが、県には調整役を期待する。</p> <p>・介護が必要となる人を減らすための取組も必要ではないか。 また、日本＝超高齢社会＝介護という図式だけでは未来がなく、高齢者という定義や概念そのものも少し考えたほうがよい。</p> <p>・県内における潜在的有資格者に対する調査を行ってはどうか。「なぜ」資格を持っているのに介護職に就かないか理由が分かるはずである。 転職とは異なる理由が背後にある可能性があり、また、有資格者への就職を促す機会にもなる。</p> <p>・潜在的有資格者への再就職を促す方法を、県内だけでなく、他の地域へ広げてはどうか。 その場合、住居等の配慮が必要だろう。 過疎地域の場合、一時的な移住者が就く仕事として介護補助職を挙げることが多い。</p>	<p>・入所者の決定基準については、公平性が確保されるとともに、客観的な指標により構成され、決定された結果について広く納得が得られるものである必要があると考えており、担当ケアマネジャー等の意見の反映については、それぞれの意見の評価・順位付けにかかる客観的な根拠整理が困難であることに加え、入所にかかる最終的な判断は本人が行うべきものであることから基準化に馴染まないものと考えています。 なお、入居者の決定にかかる各施設の状況については、毎年度実施している「特別養護老人ホーム入所基準策定指針の運用にかかる実地調査」において把握に努めたいと考えています。</p> <p>・来年度に行う次期介護保険事業支援計画の策定に向けて、当該計画における施設サービスの見込みの精度を高めるため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの設置・入居状況、入居者の要介護度やその居所変更の状況等必要な影響を把握した上で、今期計画における施設サービスの整備の進捗状況の分析を行うことを予定しています。</p> <p>・介護施設等の整備に関する事業については、「介護サービス基盤整備補助金事業」のほか、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を進めているところです。 特別養護老人ホームユニット化等の改修についても、同基金を活用し一定の支援を行っていますが、建替えについては、依然として特別養護老人ホームの入所待機者が存在している状況の中、その解消が重要であるとの考えから、定員の増加を伴う施設の新設、増床に対する財政支援について優先的に取り組むたいと考えています。</p> <p>・介護ロボットの導入効果については、介護ロボット導入支援事業により導入を行った事業者に対して、機器の使用感や導入効果、また、実際の使用により把握された課題等について報告を求めるとともに、その内容を県ホームページで公開しています。 また、介護現場におけるハラスメント対策については、平成31年4月に厚生労働省から「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が通知されておりますので、職員が安心して働ける労働環境を整備するための一助となるマニュアルを各事業所に対して周知しているところです。 介護助手の導入については、今年度から事業所に対して県から直接補助を行うこととしている一方、事業所により募集の規模や説明会を行う時期は様々であることから、事業については事業所において実施していただくこととなりますが、複数の事業所が合同で開催して、その経費を分担していただくことも可能です。 ○ICT導入支援については、来年度から介護職員勤務環境改善事業の補助メニューとして追加を予定しています。</p> <p>・市町によらず地域包括ケアシステムの構築に係る地域資源の状況は様々であり、「医療・介護関係者や地域住民等の多様な主体と連携して地域の実情に応じた取組を行う必要がある」と考え、ヒアリング等を通じて地域の状況や課題を把握しつつ、アドバイザーの派遣、研修会の開催等を通じて、市町の取組を支援していきます。</p> <p>・高齢者を一律に要介護者と捉えるのではなく、「高齢者がいつまでも地域において自立した日常生活を営むことができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域特性に応じた介護予防・重度化防止の取組や生活支援サービスの充実を図る必要がある」と考えています。 介護予防・自立支援に向けた市町の取組の充実を図るため、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣するとともに、市町や地域包括支援センターの職員等への地域支援事業に係る研修会について内容の充実を図りつつ市町を支援します。</p> <p>・離職した介護福祉士については、「県福祉人材センターへの届出が努力義務となっていますが、届出数が少ない状況です。県内における潜在介護福祉士に対する調査はそもそも対象者の捕捉が難しく、十分なサンプル数が確保できないおそれがあることに加え、厚生労働省の研究事業により行われた全国的なサンプル調査において、潜在介護福祉士にとって効果がある施策として、賃金水準を納得感のあるものにすることや時短勤務など勤務時間帯について希望を反映できる制度が挙げられており、県としても、まずは介護職場の処遇と環境整備の改善を進めることが重要である」と考えます。</p>

注) は当初予算要求に反映したものを示しています。

施策122：介護の基盤整備と人材の育成・確保

主担当部局：医療保健部

施策・基本事業	議題・論点	ご意見	当初予算要求への反映状況等
<p>122 介護の基盤整備と人材の育成・確保</p> <p>12202 介護従事者の確保</p>	<p>「特別養護老人ホーム入所待機者の解消」及び「介護従事者の確保」に係る県の取組において、見直すべき点、新たに取組むべき点などについて</p> <p>特別養護老人ホーム入所待機者の解消 ・介護従事者の確保 ・必要床数確保のための施設整備 ・適切な入所基準の運用の徹底 ・在宅介護の受け皿の推進</p> <p>介護従事者の確保 ・県福祉人材センターでの取組 ・市町・介護関係団体等への支援 ・「介護助手」の導入・定着支援 ・働きやすい介護職場応援制度 ・介護ロボットの導入促進 ・介護福祉士修学資金等貸付事業</p>	<p>・「介護助手」の取組は引き続き取り組んでもらいたい。そして、この人たちに資格を取るようなモチベーション策を講じることが必要である。 新島村と式根島村では、主婦や高齢者に勉強会を実施してもらい、自らの健康管理を行うとともに介護従事者としての役割を補ってもらい、後の入所者の減少に取り組んでいる。</p> <p>・介護ロボットの導入についてうまくいうている事例は全国的にもまだないことから、逆に好機と捉え、県内の中小企業、関連介護施設や大学との連携・共同研究を行ってはどうか。</p> <p>・介護福祉修学資金等事業については、「外国人留学生を引き留めるために学生同士や外国人同士のつながりの場を設けることが重要だと思ふ。 賃金も重要だが、人間関係などのつながりが仕事を続けることに関連することもある。</p> <p>・介護職の職業威信を高めていくことが必要である。 物理的に大変かつ心理的な負担も大きい仕事なのに世間からのイメージもよくなく、給料等のインセンティブも少ないという今の構図では、いくら呼びかけてもこの仕事に長期的に就く人はいないだろう。</p> <p>・人の利他性に頼るのはもう限界だと思う。「近代化以前の社会では、この分野は人々の利他性、規範や倫理、宗教的な心などに基づいて賄っていたと言える。しかし、現代社会でそれを期待するのは無理がある。バランスの問題もあるが、ポイント制のような特定のメリットを与える抜本的な対処法も必要ではないか。 例えば、60代の人に対しての特養ホームに入るためのポイント制を導入し、介護ボランティアへの参加や保育士等社会的ニーズの高い専門職への貢献などで加点するなどの実験をしてみてはどうか。 簡単な社会実験調査（経費の安いウェブ調査で十分）を実施することで、実現可能性を計り、政策立案も可能になると思う。 ここ20年あまり、ボランティア活動促進への動きが流行っていたが、参加率はいまだ僅かにすぎず、ボランティア活動参加の敷居が高いという印象も問題とされているので、一度そういう活動に触れる機会という意味でも一定の意義はあると思う。</p> <p>・「県民の皆さんとめざす姿」として、「高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安全に暮らしています」という状態が想定され、そのために「在宅医療・介護連携の推進」に取り組む、今後の対応として「在宅介護の受け皿の推進」を掲げているのだと思うが、今後、いわゆる独居老人などの高齢者のみの世帯や認知症高齢者の数が増えていく中で、家族の介護力をサポートすることで地域で暮らし続けるというモデルは、維持が難しくなるのではないだろうか。 また、大都市部での施設不足が深刻化する中で、これまで大都市部に居住していた高齢者が、今後、出身地などに流出してくることも考えられる。 そうした中長期的な社会の傾向も踏まえた上で、特別養護老人ホームの必要床数や、その施設を維持するために必要な介護従事者数などの確保を図って行って欲しい。</p> <p>・令和2年度には入所待機者がゼロになる見通しとのことであるが、それ以降をも展望した中長期的な人材確保等の取組が求められるのではないかと。</p> <p>・「介護助手の導入・定着支援」による介護職員の負担の軽減化や「働きやすい介護職場応援制度」による離職率の低下、「介護福祉士就学資金等貸付事業」による人材の確保などの新しい取組の成果が上がってくることを期待するとともに、資格を持ちながら何らかの理由で離職し、そのままになっている休眠人材ともいえる人材の掘り起こしと復職への支援やそもそも介護を必要とする高齢者数の増加をできるだけ抑えるための介護予防スポーツの普及など、より多面的・重層的な取組が進められることを期待している。</p>	<p>・介護助手の取組については、引き続き、普及展開に向けた支援を行っていきます。介護助手の業務内容はあくまでも介護職員が行う業務の周辺業務ではありますが、その中でも専門的知識・技術がほとんどない方でも行える業務から認知症の方の見守りなどの比較的高度な業務もありますので、仕事をするうちに意欲や興味がわいてくれば、それに応じて仕事の内容を見直すことは可能です。</p> <p>・三重大学に設置したみえライフイノベーション推進センター（MieLIP）セントラルや鈴鹿医療科学大学に設置したMieLIP鈴鹿と連携して、介護ロボットの普及啓発や製品改良支援に取り組めます。</p> <p>・外国人留学生同士のつながりの場については、「県内の介護福祉士養成施設に確認したところ、既に類似の取組は行われており、県としては、引き続きそういった取組が継続されるよう働きかけを行っていきます。</p> <p>・今年度、厚生労働省の事業として取り組む介護現場革新会議におけるパイロット事業の中で、職員が活き活きと働く姿などが、学生・若者に加え保護者・教職員にも伝わるよう、プロモーションビデオを制作しており、今後これを活用して介護現場の魅力発信を強化していきます。</p> <p>・特別養護老人ホームの入所者の決定に当たっては、「身体状況等に基づいて入所の必要性の判断が行われるべきものと考えており、ボランティア活動等の経験を助産することは、入所が必要なより重度な要介護者が入所できなくなるおそれがあることから適切でないと考えます。 なお、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第39号）」においても、入所者の決定について「介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。」とされています。</p> <p>・平成27年度に第6期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」を策定するにあたり、中長期的な視野に立った施策展開を図る目的から、当該プランを「地域包括ケア計画」と位置づけ、その10年後となる令和7年度までのサービス必要量の推計等を行っており、今後も3年に一度、実情に見合った見直しを行いながら、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムの段階的な構築を目指すこととしています。</p> <p>・介護助手、「働きやすい介護職場応援制度」「介護福祉士修学資金等貸付事業」については、引き続き取り組んでいきます。潜在介護福祉士に対する調査はそもそも対象者の捕捉が難しく、十分なサンプル数が確保できないおそれがあることに加え、厚生労働省の研究事業により行われた全国的なサンプル調査において、潜在介護福祉士にとって効果がある施策として、賃金水準を納得感のあるものにするこや時短勤務など勤務時間帯について希望を反映できる制度が挙げられており、県としても、まずは介護職場の処遇や環境整備の改善を進めることが重要であると考えます。 介護予防についても、主体となる各市町が効果的に取組を進められるよう、必要な研修・助言等を行っていきます。</p>

注) は当初予算要求に反映したものを示しています。

施策122：介護の基盤整備と人材の育成・確保

担当当部局：医療保健部

	ご意見	当初予算要求への反映状況等
<p>施策に関する総括的な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の懇話会でも指摘したが、目標設定についてしっかり考えてほしい。実現可能性を考慮しながら、数値目標を立てることが求められる。これだけの話ではなく、全庁として、担当者が異動した後も関わられるようなマネジメントスタイルへの変革を望む。毎年度、前任者の事後処理となっており、本来の目標管理とはかけ離れている。 ・今後ますます高齢化と人口減が進んでいく超高齢社会にあつて、「この施策領域に関しては、課題の完全な解決などはありえないことを前提としつつ、少しでも課題が改善されるよう、息の長い取組みが求められているように思う。限りある資源を有効に活かして、少しでも成果を上げていけるよう、組織の縦割りの弊害に陥ることなく、医療・保健・福祉・住宅・生涯学習・市民協働など隣接する諸領域の施策とも有機的な連携が図られることを期待している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数」を解消するとの目標は、地域で暮らす高齢者が施設サービスが必要となった時に入所できるようにするために達成すべき重要な目標であると考えており、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」の策定にあたって引き続き目標とすることを考えています。 ・団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を深化・推進していく必要があります。「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき、医療・健康づくり、住宅など関連する施策と連携しながら取り組んでいきます。

注) は当初予算要求に反映したものを示しています。

施策233：子育て支援と家庭・幼児教育の充実

主担当部局：子ども・福祉部

施策・基本事業	議題・論点	ご意見	当初予算要求への反映状況等
233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	保育無償化による需要増も想定される中、保育所の待機児童数の目標達成に向けた保育士の確保等の取組について	<p>・中学生や高校生による体験学習により保育の重要性ややりがいを得てもらうことが必要である。 現在、キャリアアップ等の狙いで5日間程度実施されているが、日数及び実施校を拡大するように県教育委員会から市町教育委員会に依頼してはどうか。</p> <p>・学校教育現場において、「学生がアルバイトで教師の補助となり、支援を要する児童生徒の横に座って授業の補助・見守るシステムがある。 保育の現場においても、アシスタント保育制度として導入が可能だと考える。中でも奨学金を支給している学生に担ってもらうことも可能ではないか。</p> <p>・保育士の補助として、「保育士以外で配置が認められている看護師・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを保育支援者として配置し、チーム保育園とした連携を強化してはどうか。</p> <p>・延長保育や土曜保育など保育の充実に積極的に取り組む保育園がある一方、「旧態の「預かり」状態のままの保育園も見られる。 このことから、保育の充実に係る取組を推進するために、優良保育園(幼稚園)として表彰または認定したり、報奨金制度の創設などランク付けも必要ではないか。実施にあたっては、ワーキンググループを設置して検討されたい。</p> <p>・保育園における職務内容が複雑多岐、且つ、増加する中、保育の職務内容にあわせて、認定保育士・専門保育士として優良保育士の認定制度を導入してはどうか。 そして、認定された保育士の報酬の一部を県が負担する。 保育士の給与を他県と比較することが多いが、一律に全ての保育士を対象とするのではなく、資質力量に応じた認定・専門保育士制度も今後の保育の充実において求められる。</p> <p>・まだまだ保育士の処遇改善が必要である。 資質力量を高めるための体制整備を行い、より魅力ある職場になるよう働き方改革が求められる。</p> <p>・保育士の負担を軽減するために専門性を要する職と雑務事務処理などの職を分けて対応することが必要である。 また、仕事の量とその責任を減らせるシステムの構築が求められている。</p>	<p>・保育の仕事に興味のある学生に体験実習をしてもらうことは、現場を知る上でも大変有意義なことであると考えます。 市町が集まる機会などを捉えて、今回いただいたご意見を紹介し、各市町の実情に応じて取り組んでいただけるよう伝えていきます。 また、高校生の保育体験は各学校の実情に応じて取り組んでおり、授業内容に組み入れて年間を通して実施している高校もあります。県教育委員会としては、事業報告や発表会等の機会を捉えて、各校の取組や成果を発信していきます。</p> <p>・令和元年度から実施している「保育体制強化事業」では、シルバー人材センターなどの地域の多様な人材を活用し、保育士の資格が無くてもできる業務を担っていただくことで、保育士が本来業務である保育に専念できるよう、取り組んでいます。 これとは別に、養成校の学生や保育の仕事に興味のある学生にアルバイトをお願いすることは、現場を知ってもらうためにも有意義なことであると考えています。 個人情報の観点などから奨学金を受けている学生のみを対象にすることは難しいと思いますが、各市町の実情に応じて検討していただけるよう、機会を捉えて今回いただいたご意見を紹介していきます。</p> <p>・看護師等の資格を持つ職員の配置は、保育全体の質向上等に大変意味のあることではありますが、人件費等の課題もあり直ちに推進することは難しいと考えます。 まずは、保育士の負担軽減を優先して、保育支援者が保育士の資格が無くてもできる業務を担っていただけるよう、取組を進めていきます。</p> <p>・保育の充実に関する取組を推進していくことは重要であると考えており、創意工夫のもと保育の質の向上をめざしている保育所の取組等に対する表彰制度の創設を検討していきます。</p> <p>・平成30年度から取り組んでいるキャリアアップ研修では、保育士の職務内容に応じた専門性の向上を目指しており、研修修了者は技能・経験に応じて「職務分野別リーダー」や「専門リーダー」などに任命されることで、処遇改善が図られます。 当該研修を引き続き計画的に実施することで、更なる保育士の質の向上と処遇改善につなげていきます。 また、保育所の管理者などに対するマネジメント研修などを通じて、働きやすい職場環境づくりにも注力し、保育士の早期離職防止や新規雇用を図っていきます。</p> <p>・令和元年度から実施している「保育体制強化事業」では、シルバー人材センターなどの地域の多様な人材を活用し、保育士の資格が無くてもできる業務を担っていただくことで、保育士が本来業務である保育に専念できるよう、取り組んでいます。 引き続き、当該事業を活用して保育士の負担軽減を図る市町を支援していきます。</p>

注) は当初予算要求に反映したものを示しています。

施策233：子育て支援と家庭・幼児教育の充実

主担当部局：子ども・福祉部

施策・基本事業	議題・論点	ご意見	当初予算要求への反映状況等
233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	保育無償化による需要増も想定される中、保育所の待機児童数の目標達成に向けた保育士の確保等の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の職業威信を高めていくことが必要である。物理的に大変かつ心理的な負担も大きい仕事であるにもかかわらず、世間からのイメージもよくなく、給料等のインセンティブも少ないという今の構図では、いくら呼びかけてもこの仕事に長期的に就く人はいないだろう。アメリカやオーストラリアなど外国では、保育士の職業威信が低くないが、日本は決して高いとは言えないのが現状である。 ・ひとり親家庭の増加など、「家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化など」により、家庭や地域の養育力は低下していると思われ、今後、さらなる保育の需要増加が想定される。また、夜間勤務や不規則勤務など保護者の就労形態が多様化している状況に現在の保育所のあり方が合わなくなってきたということも見逃せない。さらに、日頃は在宅で子育てをしている家庭であっても、保護者の急病や育児疲れなどの時に安心して子どもを預けられる保育サービスへの潜在的なニーズもある。保育を必要とする全ての人が、必要な時にいつでも、必要なサービスを自ら選択し、適正な負担で、安心して利用できるようにするために、保育士の離職を防ぐために地域の人たちの支援なども得て労働環境の改善を図るとともに、事業所内保育所や保育ママなどの多様な地域型保育事業の参入促進とそれらとの連携も図っていくことが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在保育士等の就労支援を行っている保育士・保育所支援センターでは、今年度webサイトを構築し、働きやすい職場づくりなど各保育所が工夫していることなどについて、発信していくこととしています。処遇改善などの取組と合わせて、保育士がやりがいを持って働き続けられるよう、職場の環境改善に取り組んでいきます。 ・ご指摘の通り、「子育て家庭の働き方等が多様化する中、保育についても休日保育などの多様なニーズが増えていると考えています。平成27年度から実施されている「子ども・子育て支援新制度」の下、利用希望の多い低年齢児を対象とした「地域型保育事業」や、従業員の働き方に合わせて企業が設置する「企業主導型保育事業」など、様々な事業が進められています。各市町においては、現在「第2期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定中であり、合わせて、県においても「第2期県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、地域において必要な施策の需要見込みとその確保策を検討しているところです。一時預かり事業なども含めて、必要な支援が必要な方に届くようニーズの把握に努め、市町と連携して子育て家庭への支援を充実させていきます。
23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	今後も放課後児童クラブの利用ニーズは増加していくと想定される中、施設整備などの受け皿の確保に係る取組や、児童支援員等の人材の確保に係る取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・退職教員や児童・地域のために貢献したいと考える住民を放課後児童支援員として活用できないか。ただし、この場合、教育者としての資質や賃金等について配慮する必要がある。 ・学童保育や放課後児童クラブは必ず小学校区に配置されるように配置率の向上を目指す必要がある。 ・児童の活動量、行動範囲を考えると、少子化で使用していない空き教室を活用することが望ましい。ただし、空き家の活用については耐震・耐火の保証が必要である。 ・小学3年生以上の児童クラブは、「以前教員が放課後指導していたスポーツクラブ等を地域の指導員に任せなければならない。この場合、学校のグラウンドや体育館を使用するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員の認定資格研修を受講できる要件には、保育士資格や教育職員免許状を有する者が含まれており、既に多くの教職員経験者等が放課後児童クラブで従事していただいています。更に多くの方に従事していただくためには、ご指摘いただいたとおり支援員の処遇改善が必要であると認識していますので、国の構築した仕組みの中で処遇改善につながる資質向上研修に取り組んでいくことで、職員に努めていきます。 ・令和元年5月1日現在、全小学校区の内、放課後児童クラブが設置されている小学校区の率は93.1%となっています。引き続き、必要な箇所に必要な数のクラブが設置されるよう、施設整備・運営支援の両面から市町の取組を支援していきます。 ・国が示した「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～令和5年度）においては、「新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校区内で実施することを目指す」としています。しかしながら、空き教室の場所が放課後児童クラブとして使用しづらい場所であったり、防犯の観点などから、空き教室の利用は進んでいない状況です（全体の約10%）。引き続き、積極的な活用について市町へ依頼していきます。 ・「新・放課後子ども総合プラン」においては、「学校の施設を利用して、放課後の子どもの居場所である「放課後子ども教室」を、「放課後児童クラブ」と一体的又は連携して実施することを目指しています。「放課後子ども教室」はボランティアなど地域の様々な資源を活用して進める必要があり、今後とも地域の実情に応じて取組が進められるよう、支援していきます。 ・国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブの実施については学校教育に支障が生じない限り、学校施設の活用を促進するものとされています。県教育委員会としては、放課後児童クラブによる学校施設の利用について、市町に対して参考事例を周知するなど情報提供に努めていきます。

注) は当初予算要求に反映したものを示しています。

施策 2 3 3 : 子育て支援と家庭・幼児教育の充実

担当部署 : 子ども・福祉部

施策・基本事業	議題・論点	ご意見	当初予算要求への反映状況等
<p>23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援</p>	<p>今後も放課後児童クラブの利用ニーズは増加していくと想定される中、施設整備などの受け皿の確保に係る取組や、児童支援員等の人材の確保に係る取組について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児童のデイサービスの学童保育の充実・拡大が必要である。 ・韓国では、私立小学校は一通りの習い事を学校が受け持つており、その分授業料は高い。もちろん、このままの適用は無理だが、親+県の補助金+学校+地域の塾という形で放課後の習い事を行うことはできないか。単なる子守りという活動だけではなく、包括的な活動になれば参加する人も増えるのではないか。 ・現職の学校の先生だけではなく、退職した教員または県職員といった人たちを巻き込んで放課後児童クラブを運営する形もありうる。松阪市飯南町では、退職した県職員が週末の子どもの子守りを兼ねて星の観察会を行って評判もよいと聞いている。 ・「受け入れてもらえる児童は抽選で決まる」、「高学年の児童は受け入れてもらえない」などといった話を耳にすることから、放課後児童クラブの待機児童数の実態はもっと多いのではないかと。ことに民設民営が原則となっている市町では、ニーズの高まりに施設の整備が追いついていないのではないかとと思われる。また、実態は把握していないとのことで不確かだが、耐震などが不十分な施設も多いように思われる。 ・基本的には市町の所管かとは思いますが、必要な施設数の確保が図られるよう、学校教育部門とも連携して学校施設の部分転用を円滑に進められるよう支援が行われることを期待している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児童など、支援を必要とする子どもを3人以上受け入れる施設に対して、支援員等を配置するための費用を補助する制度がありますが、年々所要額が増加している状況です。引き続き、必要な支援員等が確保できるよう予算の確保に努め、市町を通じて支援していきます。 ・令和元年5月1日現在、放課後児童クラブの待機児童は55人発生しています。保護者の就労等の理由によりクラブの利用を希望する子育て家庭への支援を推進するため、まずは、必要な場所への放課後児童クラブの設置について取り組んでいきます。また、スポーツクラブや様々な体験学習等を行う放課後子ども教室についても推進し、放課後の子どもの居場所づくりに取り組んでいきます。 ・放課後児童支援員の認定資格研修を受講するためには、保育士等の資格を有する、または、高等学校卒業者であって、児童福祉事業に2年以上従事するなどの要件があります。地域の多様な人材を活用することで、引き続き職員の確保に努め、資質向上研修についても、取り組んでいきます。 ・放課後児童クラブについて、待機児童が発生している市町への聞き取りを行うと、「その要因の多くは施設数の不足が占めています。引き続き、ニーズのある箇所への施設整備を推進し、同時に、職員確保のための認定研修についても計画的に進めていきます。また、施設の耐震化については、今年度実施された国の調査（社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査：厚生労働省）によれば、県内で調査対象となった114箇所の内、耐震化済みは108箇所、耐震診断未実施は6箇所でした。耐震化を理由とした移転や改築等については、引き続き優先的に施設整備を支援していきます。 ・学校施設の活用については、「引き続き、教育委員会と連携していけるよう、市町を通じて依頼していきます。 ・国の補助金を活用して整備された市町立学校の校舎等について、放課後児童クラブの活動場所とする（転用）には、県教育委員会を経由して国への届出等の財産処分手続が必要となる場合があります。県教育委員会としては、市町が円滑に財産処分手続を行い、放課後児童クラブの活動場所が確保されるよう、手引書の配布や研修会の開催を通じ、財産処分手続きに係る制度を周知することにより市町を支援していきます。
<p>23303 発達支援が必要な子どもへの支援</p>	<p>公立以外の保育所等への「CLMと個別の指導計画」の導入に向けて、効果的な導入促進方法等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人に寄り添った発達障がい児支援を行うために、みえ発達障がい支援システムアドバイザーやCLMコーチの養成の取組を強化し、各園で実施できる体制を拡大・創設する必要があります。 ・「CLMと個別の指導計画」の遂行については、みえ発達障がい支援システムアドバイザー、もしくは「CLMと個別の指導計画」の研修をさらに深めた有資格者あるいは準資格者を全園あるいは拠点園に配置し、現場からの理解と実践を促す必要がある。 ・今後ますます必要とされる発達障がい児支援については、対象の児童保護者のみならず、広く保護者学級等で「CLMと個別計画啓発講習会」を開催し、CLMを活用した相談活動に理解を求めるとともに、保護者の早期の「気づき」が発達障がい児の支援に重要であることの認識を啓発する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども心身発達医療センターにおいて、市町職員や教員の長期研修を受け入れ、市町の総合支援窓口の核となる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」や、幼稚園、認定こども園、保育所（以下保育所等）での「CLMと個別の指導計画」の指導にあたる「CLMコーチ」の養成を行います。また、「CLMと個別の指導計画」に関する研修会の県内各圏域での開催や保育所等への巡回指導を行い、保育所等で「CLMと個別の指導計画」に取り組む保育士や教員を支援していきます。さらに、発達障がい児の支援に実績のある民間企業との技術交流を行い、「CLMと個別の指導計画」や人材育成手法の改善を進めます。 ・毎年開催する「CLMと個別の指導計画」の実践報告会をはじめとする各種講習会や広報誌「THE 市町支援通信」など様々な機会を通じて、発達障がい児の早期支援の必要性や「CLMと個別の指導計画」の活用の周知、啓発に努めていきます。

注) は当初予算要求に反映したものを示しています。

施策233：子育て支援と家庭・幼児教育の充実

担当部署：子ども・福祉部

施策・基本事業	議題・論点	ご意見	当初予算要求への反映状況等
23303 発達支援が必要な子どもへの支援	公立以外の保育所等への「CLMと個別の指導計画」の導入に向けて、効果的な導入促進方法等について	<ul style="list-style-type: none"> ・私学での導入が遅れているということだが、積極的に私学が取り入れる理由がないも分かる。 ・この取組で得られる成果に疑いがある場合もあり、根本的にそれを考える必要がある。導入率が下がっていることが本来の問題ではなく、今後の計画のためにもこの事業を行うことの意義をしっかりと考えるべきではないか。 ・発達支援が必要な子どもへの支援は、必ずしもCLMに基づく個別指導計画に拠らなければならない、ということではないのではないと思う。園によってあるいは職員によっては、別の手法で適切に指導しているという自信を持つところもあるのではないか。 ・CLMの導入が目的ではなく、あくまでも適切な支援が行われることが目的であることから、まずはCLMが導入されているか否かではなく、適切な支援を行える体制が整っているかどうかを把握することが大切なのではないか。 ・指標にとらわれすぎることなく、実態として適切な支援が行えるかどうかを見るべきだと考える。そのうえで、十分な体制が整っていない園に対して、なぜCLMを導入することが望ましいのか、CLMの意図や優れた点などを丁寧に説明して理解を促していくことで、普及が進んでいくのではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「CLMと個別の指導計画」は子ども心身発達医療センターの前身である「あすなる学園」が長年かけて取り組んできた治療・療育の支援方法を保育所等での支援に活用したものであり、導入した保育所等で子どもの成長・発達につながった多くの事例が報告されています。また、平成27年度には、「CLMと個別の指導計画」の効果測定事業を行い、有効性を確認しています。 ・さらに、国においても、平成30年度から導入された「保育所保育指針」において「CLMと個別の指導計画」の考え方が反映されています。 ・一方、私学等においては独自の保育方針もあることから、今後は毎年実施している保育所等への調査において、発達障がい児支援の取組状況を確認するとともに、取組が進んでいない保育所等に対しては、「CLMと個別の指導計画」の紹介を行い、導入を促進していくこととしています。
23304 家庭・幼児教育の充実	私立の幼稚園等と小学校の児童との交流に係る効果的な働きかけについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「小一の壁」を考えるならば、小学校と校区にある保育園・幼稚園との教員及び児童の交流は必要であり、既に取り組んでいるところもあるが、授業や運動会で積極的な交流を拡大することが望ましい。 ・教員、保育士、子どもだけでなく、保護者も含めた交流も求められる。私立保育園・幼稚園に通園させている園児及び保護者が通学が予定されている小学校との交流を図る。あるいは私立の場合は設置されている小学校との交流を図る。 ・そもそもこの事業の意義について疑問がある。小学校と幼稚園の交流はあってもいいが、必ずしも重要なことだとは考えられない。特定地域で括ってしまうのは逆に新しく転入する子にとって不利に働く場合もあり、今後の計画においてもこの事業を続けるなら、十分な説明が必要だと思う。 ・私立幼稚園の中には、近隣の小学校との教員間の入的なつながりが乏しいために、交流が出来ていないところもあるのではないかと。まずは、幼小教員の合同研修などを実施して人脈づくりの支援をすることで、児童の交流事業も企画・実施しやすくなるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の教育・保育と小学校教師との円滑な接続のためには、幼児と児童の交流の機会を設け、連携を図ることが大切であり、県教育委員会で作成した「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」においても、幼児・児童の交流を行うことの重要性について記載し、積極的な交流の取組を促しているところです。引き続き、手引きやその事例集などを活用した実践の普及に努めます。 ・幼稚園等と小学校の交流に保護者も含めて交流している実践事例について、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の事例集などを活用した実践の普及に努めます。 ・小学校と幼稚園等の交流は、「幼児の教育・保育と小学校との円滑な接続を図るための方法の一つであり、子どもの発達と学びの連続性を確保することが重要です。このため、幼稚園教師・保育士等・保育教諭等と小学校教師が、お互いの教育内容等について相互に理解を深めて、適切な指導を行うことができるよう、新しく転入する子についても、保護者の理解を得ながら転入前の状況について丁寧に引き継ぎを行うなどの工夫が重要です。 ・県教育委員会としては、円滑な接続の重要性について十分に説明を行いながら、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」やその事例集などを活用した実践の普及に努めます。 ・幼児の教育・保育と小学校との円滑な接続のため、幼稚園教師・保育士等・保育教諭等と小学校教師との合同の研修などの機会の充実を図っていきます。

	ご意見	当初予算要求への反映状況等
施策に関する総括的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラッシュアップ案については、短期的に取り組む項目もあるが、保育、子ども支援といったミッションであるため、中・長期的なスタンスで取り組むことが望ましい。そのためには、まず、成果の可視化を図るべきである。 ・前回の懇話会でも指摘したが、目標設定についてしっかり考えてほしい。実現可能性を考慮しながら、数値目標を立てることが求められる。これだけの話ではなく、全庁として、担当者が異動した後も関わられるようなマネジメントスタイルの変革を望む。毎年度、前任者の事後処理となっており、本来の目標管理とはかけ離れている。 ・戊辰戦争時の長岡藩の米百俵の逸話にもあるように、「子育ては未来への投資である。もちろん最少の経費で最大の効果を挙げなければならないのは言うまでもないが、必要な部分については他の部署の業務を切り捨てても優先的に取り組まれるべきだと考える。安心して子育てができるよう、他の部署や地域なども有機的に巻き込みながら、積極的に施策を推進してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見を参考にさせていただき、今後も子育て支援や幼児教育、保育の充実に向けて中・長期的な視点でも取り組んでいくとともに、その成果についてしっかりと把握し、県民のみならず共有して気運の醸成を図り、さらなる取組の推進につなげよう検討していきます。 ・「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」においては、「実現可能性やその後のマネジメントも含めて考慮しつつも、挑戦的な目標値となるよう検討しています。 ・本県の財政状況は、公債費や人件費の抑制など財政健全化の取組を進めてきた結果、一定の成果が着実に現れてきていますが、一般財源収入総額の大幅な伸びが見込めない中、社会保障関係経費が引き続き増加することや公債費が高い水準で推移しているなど、予断を許さない状況にあります。こうした中においても、「少子化対策・子育て支援」については、「みえ県民力ビジョン・行動計画」及びそれをふまえた「三重県経営方針」に盛り込んで、重点的に取り組むこととしています。

注) は当初予算要求に反映したものを示しています。